

平成31年1月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	朝日将貴	3番	加藤克之
4番	高橋八重典	5番	永井利明
6番	鈴木みどり	7番	那須英二
8番	三宮十五郎	9番	早川公二
10番	平野広行	11番	三浦義光
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高清
15番	武田正樹	16番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

12番 堀岡敏喜

3. 会議録署名議員

4番 高橋八重典 5番 永井利明

4. 欠員（1名）2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	村瀬美樹	開 発 部 長	安井耕史
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
民生部次長兼 福祉課長	山下正巳	開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史
開発部次長兼 都市計画課長	大野勝貴	会 計 管 理 者	山田 淳
教育部次長兼 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横山和久
監 査 委 員 事 務 局 長	羽飼和彦	総 務 課 長	佐藤文彦
財 政 課 長	佐藤雅人	秘 書 企 画 課 長	安井幹雄
危機管理課長	伊藤淳人	税 務 課 長	佐野智雄
収 納 課 長	服部朋夫	市 民 課 長	梅田英明

保険年金課長	服部利恵	環境課長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○副議長（三浦義光君） おはようございます。

本日、堀岡議長より本日の会議も欠席する旨の届け出がありました。

議長が欠席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（三浦義光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と永井利明議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○副議長（三浦義光君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。

私は、きょうの質問は、市の障がい者・高齢者福祉の現状と課題について質問をさせていただきます。安藤市長には初めての、他の当局の皆さんとはこの間繰り返し議論を重ねてきた問題ですが、それぞれの立場からの答弁を求めます。

まず初めは、弥富市の障がいを持っていると考えられる人々に対してどの程度の障害者手帳が交付され、必要な支援が受けられているかいないかについてお尋ねいたします。

介護を受けている人は29年度末で約1,700名でございますが、そのうち障害者手帳のない人が1,000人以上おります。1年間で障害者手帳が発行されるのは、身体、療育、精神障がい者福祉の3つの障がいを合わせてわずか160名で、この3年間の平均で年間160名でございます。

少なくない市内外の医療機関では、片足で立てなくなった高齢者や1キロメートル以上つえなどの補助具なしで歩けない人など、3級以下相当の障がいのある人々に対する手帳交付のための診断を、多くの医師が、多忙だとか、あるいはあなたは対象にならない、こういうことを言って診断を断る例が長期にわたって続いております。手帳を受け取るためには県指定の医師の診断書が必要ですが、多くの医師が多忙などで診断に時間を割けない状態が続いており、介護認定されない人の障害者手帳を取れない人の割合は、介護を受けている人の手

帳のない人をはるかに上回っているのが現状であります。

市内の手帳が必要な人が手帳を受け取れるようにすることは、いつ解決できるかどうかかわからないような深刻な実情となっていると思いますが、まずこの件についてどのように理解をされているか、お尋ねいたします。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 皆様、おはようございます。

答弁をさせていただきます。

平成30年4月1日現在、身体障害者手帳所持者は1,396名、療育手帳所持者は304名、精神障害者保健福祉手帳所持者は338名、精神通院受給者証所持者は780名、要介護認定者は1,190名、要支援認定者は542名で、障害者手帳などを持っている方や介護認定を受けている方は合わせて4,550名でございます。

議員の御質問の支援が受けられない人については、把握はできておりません。しかし、介護認定者のうち、所得税控除を受けるための障害者控除対象者認定証を対象者に介護高齢課から発送しております。その発送文書に、障害者手帳を取得できる可能性がありますので、お問い合わせをいただくよう記載をしております。

支援を必要とされる方につきましては、関係機関と連携を深め、制度の周知に努めております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ただいまの御答弁で、障害者手帳を持っていない人については把握をしていないと言われておりますが、私が介護高齢課で先日の打ち合わせで確認をしたら、1,700名余りの要支援と要介護認定、要するに介護サービスを受けている人のうち手帳を持っていない人を対象に認定証を交付しているということで、その数は1,006名であるということが資料でも明らかでございますが、承知していないということは私は考えられないと思いますが、いかがでしょうか。

同時に、今も申し上げましたような事情で、実際に医療機関で診断を断られた。その断る理由も、あなたは対象にならないと言って断るとか、あなたに出せばみんなに出さなきゃいかんようになると言って、身体障害者福祉法で定められた基準に基づいてではなくて、医師の主観や、あるいは自分たちが多忙で対応できないことを説明せずに、そういう制度にないようなことを言って断っているという実態があります。

介護を受けている人たちについては、もとの障がいの人たちもありますから、今、高齢になって、特に片足で立てないとか、あるいは先ほど申し上げましたように、つえなどの補助具なしで1キロメートル以上歩けない。片足で筋力の低下などで立てない人につきましては、国や県の基準では3級相当、それから1キロメートル以上補助具なしで歩けない人

については4級相当ということが明記されておりますので、そういう人たちが診断を断られているということが長期にわたっているということは、実際に今言われた、四千何人というふうに言われましたが、最後は障害者手帳ではありませんので、障害者手帳ということであると、3障がい合わせて持っている人たちについては2,000名を幾らか超えた程度だというふうには承知しておりますが、受給証は障害者手帳ではありませんので、私は、障害者手帳が必要な人に発給されない状態というのは、本当に当面解決が極めて難しいような深刻な事態になっておるということについて、当局側がどのように実情を理解しているかということについてお尋ねしましたので、もう一度正確な回答をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 御答弁を申し上げます。

私の回答の中で誤解があれば、おわびを申し上げます。身体障害者手帳の所持者等を合計しますと2,818名、要介護認定者、要支援認定者を合わせると1,732名でございます、合わせて4,550名でございます。全ての要介護認定、要支援の方が障害者手帳を所持できるというわけではないというふうに考えております。そういう中において、把握ができていないという部分があるというふうに申し上げました。

本市といたしましては、現在も行っております障がい者相談支援事業やさまざまな福祉サービスを継続していくとともに、ケアマネジャーやヘルパーの方、また地域包括支援センターや社会福祉協議会の関係機関との連携を深め、障がいのある方も含め、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を目指しております。

愛知県指定医の件につきましては、愛知県障害福祉課に議員の申し出を伝えております。また、海南病院に再度お伺いをしまして、院長、事務部長と面談をし、基準に基づいた診断をしていただくようお願いをさせていただきました。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私は今、何をやっておるかということをお尋ねしておるんじゃないかと、身体障害者手帳を申請しても、年間に3障がい合わせて160名しか3年間平均で新たな診断がされて障害者手帳が取れるという状態ができていないと。今、部長がおっしゃったように、身体障害者手帳を持っている人は2,800人ほどですよ。その障がい者と介護認定者を合わせた数には何の意味もないんです、介護は別ですからね。介護を受けておる者の中で手帳を持っていない人については、これは介護高齢課がきちっとチェックを入れて、そして医師の診断書に基づいて、いわゆる弥富市長の権限で障がい者控除に該当するという証明書を発行している人が1,006人おりますから、これは障害者手帳を持っていない人が1,006人おるということと同じですよ。

そういう介護を受けている人が、今、部長は、手帳が取れるとは考えられないと言いまし

たが、健常な人の介護を受ける一般的な基準はどうかといいますと、自分の自宅の中を伝い歩きができて、トイレに行って後始末ができる、そしてどなたかがつくられた食事を自分の手で、箸を使おうと、スプーンを使おうと、手でつまんで食べようと、とにかく自力で食べることができる場合は自立であります。そういうことから考えると、先ほど申し上げましたように、例えば足の障がい伝い歩きをしなきゃならんような人たちというのは、手帳が取れないはずがないんですわ、そういう状況だとね。1キロメートル以上つえなしで歩けない人については4級の手帳が出るとか、片足で立てないという状況の人には、筋力の低下ですね、特に高齢化に伴う例が多いと思うんですが、3級の手帳が出ることが国の基準で明記されております。

したがって、弥富市で、認知症のないような人の介護認定の基準からいうと、その人が身体障害者手帳を取れないなんていうのは考えられないわけでありまして、そういうことから考えると、要するに今、介護認定を受けていて、市が市長の権限で控除証明を発行している1,006人と、それから実際に医療機関で長期にわたって診断を断られている3級相当以下の人たちを合わせると、恐らく2,000人をはるかに超える人たちがあって、年間3障がい合わせて160人しかこの3年間平均で障害者手帳のための診断が行われていない、発給できないという状態なら、この状態を、きちんとした障がい者サービスが身体障害者手帳に基づいて行われるわけですから、それが保障できるという状態にするということは、少なくともここ一、二年で解決できるような問題ではない、恐らくかなり相当の時間がかかる深刻な問題だという御認識はありませんか、再度お尋ねいたします。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 身体障害者手帳の申請の際に添付する診断書につきましては、愛知県が指定する医師が作成する指定医制度となっております。

市としましては、障害者手帳の手続について、所定の手続を行っておりまして、支援をしっかりしておるつもりでございます。

今後とも親切・丁寧な窓口業務に努めてまいります、市の権限のない事項につきましては限られた範囲内でしかできない部分もございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 部長、問題をそらさないでください。いろいろ皆さんが努力していることは私もわかっています。だけど、実際に身体障がい者の人たちについては、身体障害者福祉法によってサービスが受けられると。それは、今、部長が言われたように、県の指定医の診断を受けて、診断書を市町村に提出して、県からまた身体障害者手帳が交付されるという手続になっております。

しかし、問題は、今言ったように、年間、この介護認定を受けている人だけでも1,006人

も手帳を持っていない人がおる中で、3障がい合わせて年間、3年間の平均で160人しか診断書が出されない、診断がされない。そして、現実に少なくない医療機関で、要するに片足立ちができないとか、それから1キロメートル以上補助具なしで歩けないとかという類いの診断が基本的にされていない。断ったり、そういう人に出したらみんなに出さなきゃいかんというような、要するに対象にならないとかと、事実を告げずに、医師の主観だったり、あるいは自分の業務が大変なことを言いづらいから、そういう形で断っていて、手帳の必要な人たちが申し出をしても診断が受けられないという状態があることが、今の年間160名ですか、3障がい合わせて、診断書が出てこない背景になっているという事実についてはお認めになりますかどうか、そのことだけお答えください。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市といたしましては、過日も県の担当者に直接会って、診断書作成に当たって指定医師間で見解の相違や、指定医師間で基準のずれが生じているという御意見をいただきましたもので、このようなことが生じないように県のほうに要望させていただいております。

また、過日も再度副市長と海南病院のほうに参りまして、海南病院の基準が県の指定された要綱等にずれがないように診断をしていただくよう要望させていただいております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今、民生部長がお答えしたとおりで、11月30日午後1時に、海南病院の院長、それから事務部長とお会いしまして、先ほど三宮さんが言われましたように、実際にじゃあどうやって来たのと言ったら、そこから歩いてきた、駐車場ですね。じゃあだめですよと言われた、こういうことを言われましたということを病院の院長にもしっかりとお伝えして、厚生労働省、いわゆる県の基準に従ってやってくださいということをお話しさせていただきました。

そういった中で、きちんと全医師にはお伝えするというふうに言っておられましたので、これでそういった改善がなければ、再度またきちんと病院のほうにお話をしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） なぜこういう状況になっているかということ、少し背景を皆さんにもおわかりいただけるように説明したいと思いますが、私は昭和43年3月に弥富町議に就任させていただいて以来、2期目に落選した4年間も含めまして、一貫して障がい者福祉の土台であります必要な人に身体障害者手帳が取れるようお手伝いをさせていただいてまいりました。その当時は、障害者手帳のための診断は多くの医療機関でなかなかしていただけな

い状態もありましたが、名鉄の神宮前駅の近くに健身会館という建物がございまして、町を通じて予約を入れますと、身体障害者手帳のための診断が、曜日を決めて、きょうは肢体だとか、別の日は耳の障がいだとか、別の日は目の障がいだとか、こういうことをほとんどの曜日に系統的に、医師会の協力をいただいていたと思いますが、県の責任でやるところがあって、ちゃんと町の医師に診断していただくことができなくても、そこへ行けばきちんと診断をしていただく県の制度がありました。したがって、たくさんの人たちを同行して、そこで診断書を書いていただいたことが初めのころでございます。

途中から、笹医院で元海南病院の院長の下村先生が週に1回診療されるということがありまして、元海南病院の院長先生でもありますので、私は、海南病院の状態は本当に弥富の人たちの障害者手帳の問題で大きな問題だから、ぜひ下村先生のほうから元院長先生としての立場で言うと、もうちょっと時間がたっているからあれですが、それでもぜひ何とかお願いして、もう少し実態に即した診断ができるようにしていただけないでしょうかとお願いをしたら、下村先生が、今、若いドクターたちは大変忙しくて、なかなかそういうことができない状態にあると。僕は内科医だけれども、そういう手足なんかの診断の指定も県から受けておりますので、僕でよかったら書きますので、もしそういう相談を受けたら僕のほうへ振ってくださいと、こういうお返事をいただいて、それからはもう県のほうにも行く必要はなくなりましたので、多くの方々を下村先生のところに紹介することがありました。

その中で、いろんな人の相談を受けた中で、当時、例えば海南病院で昭和30年に手指が2本切断されたということで、身体障害者手帳、指の親指と人さし指がなくなったということで4級の手帳が出ていたんですが、どう考えてもあとの指も全く使えない状態ですから、それは4級ではなくて3級のはずですがと行って下村先生と相談をしたら、全くそのとおりだということで3級の手帳の診断書と、あわせて3級になれば、その人は国民年金の制度が始まる前のけがでありますので、障害基礎年金が受給できますよね。そのための診断書とあわせて書いていただいて、たまたま新聞配達を御夫婦でやっておりました御主人も、実は厚生年金の障害年金の手続を忘れておって年金がもらえなかったのをあわせて解決をして、お二人とも新聞配達をしながら2人のお子さんを育てて、大学にも進学させたり、今はお二人とも介護を受けておりますが、特養の費用と奥様の介護の費用も生活保護なしで、新聞配達で稼いだお金と、それから割方若いときから障害年金をいただいていた、これによって、そうした国が定めた制度によって、国民の権利を生かして、十分満足とは言えませんが、しかし日々の支払いに心配しなくてもいい程度の暮らしが自分も頑張り、あるいは障がい者として処遇されることで果たされてくるとか、こういうことがたくさんありまして、大体海南病院なんかで通常出されている判定は、通常より1級から場合によっては2級低いような判定が行われていることが、下村先生が国や県の基準に基づいて正確にやっていた。



そのときに私も関連の書籍を買ったんですが、「身体障害認定基準—解釈と運用」ということで、これは1997年6月に初版、11月に2冊目が出て、この2冊目の本なんですが、こういうものを私自身も見て、やっぱりということで、随分下村先生に助けていただいて、弥富の人たちは助けられたことがあります。

それともう一つ、当時まだ余りやられていなかったのが、いわゆる当時は知的障がい、今は療育手帳と言っておりますが、生まれつきの障がいの方たちですね、これに対する理解もされていなかったことから、県が海部郡の各町村を、多分6カ月か3カ月に1回だったと思うんですが、定期的に巡回相談をして、そこに該当しそうな人は来てくださいということで、私も何十人と連れて行って相談を受けて、その相談で、大体この人は手帳が出る、あるいはB判定以上ですと年金の対象になりますので、成人は年金、成人でない人については手当が出るわけですからね、そのための診断書も、中区の正木町にあります、医師とそういう事務職員を配置した県の施設がありまして、そこで無料で書いてくださっておった。非常に当時、愛知県はそういう問題に力を入れてやっております、弥富の市民の方々は、そういう障害者手帳と同時に、一定の条件が合えば障害基礎年金あるいは障害厚生年金を受給できる。大体3級の手帳が出るかどうかというのが一つの目安になって、4級でも出る場合がありますが、まずめったにないことで、だから身障手帳が正当にされるかどうかというのは、非常にこの人たちにとっては、そういう障がいを持っている人たちにとっては、どういう支援が受けられるかということが決まるわけでありまして、本当に大事なことであります。

今、部長や副市長のほうから海南病院にもそのことをお伝えしておるといふふうにお話をいただいておりますが、現実の問題としては、実はもう今までいろんな皆さんが努力をしてくださっていたんですが、それは結局どこで詰まっておったかといったら、一番ケアマネでも包括支援センターでも中心になっております、海南病院のケアマネのスタッフの皆さんが、ドクターにもう頼むことができない、自分の担当の人にこういうドクターの診断を受けてくださいということを行うことができない状態が恒常化していることが最大のやっぱり障害になっておりました。

そして、私たちは下村先生を便利に利用させていただいておりましたが、弥富市としてやったわけでもないわけですから、そんなに多くの問題が解決しないままで、結局、下村先生がいなくなったら、そういう問題の解決に本気で取り組めるような場所がない。ごく一部の医療機関の中で今でも正確にやっているところもありますが、それは全体でいうとごく一部であって、それが今、年間、全部合わせて、3障がい合わせて160名程度しか出ないという状態になっておりました、基本的に変わっていないんです。

だから多分、今、そういうふうには皆さんが努力をされてやっておりますよね。なかなかうまくいかない。これは、障害者福祉法で、市町村の責務として、障がいのある人の

発見と、それから要するに情報の提供、そして、今部長や副市長がおっしゃられたような形で、いろいろとその手帳を取得しながら制度を利用できる社会的厚生を図るというふうにすることが市町村の責務というふうに法律で定められておりますが、ここが実際に機能しない状態。要するに皆さんの努力が足りないんじゃないで、そういう今の医療事情を含む客観的な条件のもとで、いろいろ相談をしてもなかなか解決しない。皆さんが何もやっていないなんて私は全く思っていないで、さっきもちょっと申し上げましたが、弥富市の場合は、身体障害者手帳のない人に対しては、高齢者については市町村長が、あるいは福祉事務所長が、この人は高齢のためにそういう障がい者に相当すると。

私が議員になったころに、愛知県は寝たきり老人介護手当という制度をつくりました。その基準は、民生委員の意見によって決めるということになっておりましたが、おおむね家庭内の生活に限られると。自力で散歩に出るとか、そういうことはなかなか難しいという人を寝たきり老人介護手当の対象として手当を出したのと同時に、津島税務署もその対象になった人は特別障がい者控除を認めるということでやった経験もございますが、いずれにいたしましても、まず認知症でない人の場合が、今、介護認定を受けておる方が通常身体障害者手帳が取れないなんていうことは全く考えられない状態であることとあわせて、今言ったような背景がある中で、弥富市の皆さんは、弥富市として今すぐカバーできる方法の一つとして、私たちも強く求めたんですが、やっていただいたのが、手帳のない人に対して市長の名前によります控除証明を出す。これは、要支援1以上の人を対象にして、手帳を持っていない人で医師の診断を見ながらやっていくということで、全県的にもこういう対応をしているのは弥富市だけで、ほとんどが介護1以上だったり、そういうことをやっていなかったりという状態の中で、非常に皆さん頑張ってやっていただいているということも申し上げながら、弥富市の業務が、やっぱり障害者福祉法に定められた、皆さんに実際に情報を提供して、しかも社会的厚生につなげるというところまでいかない大きな障害がもう一面あって、皆さんが努力したぐらいではなかなか解決できない問題になっているということの深刻さについても目を向けていただきたいと思います。この点ではいかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障害者手帳につきましては、市は愛知県に進達をし、県の機関、愛知県中央児童・障害者相談センターにおいて審査をされまして、交付決定がなされます。なお、障がい程度非該当及び判定困難な事案につきましては、愛知県中央児童・障害者相談センターから愛知県社会福祉審議会 ―― これは医師、嘱託医も入った審議機関でございますけれども ―― に諮問されまして、センターに答申がされる手続がされております。

交付された手帳の等級、または非該当も含めてでございますけれども、異議がある場合、

愛知県中央児童・障害者相談センターへ問い合わせをいたしまして、そこでも異議がある場合には、愛知県障害福祉課へ異議の申し立てをすることができます。市も相談や県に問い合わせをするなど積極的に支援をしてまいりますので、そのような事案がございましたら担当窓口のほうに申し出ていただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 皆さんがいろいろやっていないということをおっしゃるわけじゃないんです。問題は、弥富市だけで解決できない深刻な問題があって、年間、介護認定を受けている人で、要支援と要介護の人で手帳を持っていない人が1,000人以上おって、もう一方で、それより低い人たちについては、その対象にならないとか、それからあなたに出せばみんなに出さないかんようになるというようなことを言われて、事実でないことを伝えられて診断が断られるというのがあること。

それからもう一つは、さっきも申し上げましたが、下村先生がそうやって県の基準、国の基準できちんとやっていただいた中で明らかになったのは、大体、本当に、ある方かというと、糖尿病で足が壊疽を起こして膝の下で切断したということで、私たちはまさかそんな結果になると思わなかったもので、手帳を申請したほうがいいよと言ってお勧めしたら、海南病院は切断した直後ですと書いてくれましたよね。だけど、要するに足の切断で足がなくなったということだけでいうと4級なんです。ところが、それは平成20年の話なんです、平成18年に税制の改正がありまして、老年者控除がなくなりましたよね。

老年者控除というのは、一つは、年寄りには障がいがあるものだという前提で、身体障がい者と同じ、一般障がいと同じ、通常の場合だと証明なしで障がい者控除が受けられると。これは、年金収入だけでいうと65歳以上の人になりますが、245万円の収入までは住民税非課税という扱いを受けられますし、給与のみの収入の人、年金のない人ですと230万をちょっと切れるぐらいの、年金よりは、控除の基準が違いますので、そういう支援が受けられたことと、もう一つは所得税の50万の所得控除があった。

この2つがなくなったことで、高齢者の加齢に伴う身体障害者手帳を書くことについては非常に大きな要件になりまして、このときにはなかった基準で、基準にはありましたが、身体障害者手帳の診断書の中に2つのことが明記された、真ん中のところに。1つは立つことについて、両足で支持なしで立つことができるかどうか、それから片っぽの足で立つことができるかどうか。それは基準の中に、要するに加齢に基づく、年をとった中で、筋力が低下することで片足で立てなくなる。自転車に乗るときなんかは、片足で立てない状態の人は、急にとまったり、そういうことができなくなりますよね。だから、やっぱり3級の障がいにして、きちんと処遇するという考え方があったと思うんですが、そういうことが身体障害者手帳の診断書の中にも新たに明記されております。

そういうことがあるにもかかわらず、今言ったように、糖尿病で血行不良で壊死になって足を切断したこの人は、義足は使えませんから、わざわざ海南病院がどういう診断書を出したかといいますと、糖尿病の先生と、普通はそんなことはやりませんが、内科医と2人の名前を書いた診断書をつくりまして、しかも片足で立てるとか立てないとかということも海南病院はちゃんと書いてあるんですね。ところが、判定のところを海南病院のドクターは4級と書いた。4級というのは、足の膝下でなくなった場合が4級なんです。ところが、身体障害者手帳は、その状態になった中で、要するに足の障がいという、悪いほうの足で立つことができるかできないか、それからもう一方の足でも立つことができるかできないか、両足で立つことができるかできないかどうか、こういうことで機能によって障がい認定すると。

4級で出された。わかっておればすぐに異議申し立てしたんですが、そういうこともよくわからないからそのままになって、これが平成20年の多分3月前のことです。私たちがそういうことを知ったのは6月ごろだったんですが、早速、まだ下村先生がお元気でしたので、行って相談したら、こんなばかなことはないと言って2級の診断書。

その4級の診断書も2級の診断書も、何の意見もつかずに同じ人が素通りするんですよ。県は、私たちがおかしいと言って改善するよと言ったら、きちんとやっております。ただし、現場の医師の間にはいろいろ差があって、やっぱりそれは解決しなきゃいかん問題だというふうに考えておりますが、県としてはきちんと出てきたものをチェックする仕組みがありますから心配しなくてもいいと言うんですが、全くそういうことはなくて、出たものをそのまま認めるというようなことがされておることが、この間、下村先生なんか協力してくれて、国の基準できちんと出た診断と、それからこの地域で実際にやられた人でこれはおかしいというのも、異議申し立てなんか知らんもんですから、改めてやった中でそういうことがわかって、結局、長くこの地域の障がい者福祉だとか医療にかかわって働いてきた、恐らく私が知る限りで弥富で一番ベテランと言えるような人自身が、愛知県がこういう問題を長く黙認してきたことと、それからかつては県自身がそうやって最終的に行くところのない人の受け皿をつくっておったやつを、これもなくしちゃったということで、事態は本当に深刻になっておりますので、このことを御理解いただきながら、一つ次の今後の課題について質問を続けてさせていただきます。

まず、その一つは、県に対して指定医が国の基準に基づいて診察と判断を行うことを強く要請し、法で定められた障がい者支援が受けられるよう本格的な改善を求めていくということについて、改めてこの深刻な実情、弥富市の事業が、そうやって今までもやっていなかったわけではないんですが、進んでいかないわけですからね、こういう問題として強く要望していただきたいと思います。

かつて服部市長は、平成20年4月から、65歳以上になって新たに障がいになった人につい

て、それまで県が出しておりました当時月額たしか7,100円程度だったと思いますが、この手当を打ち切ったことに対して、服部市長は尾張9市の市長会や県の市長会を通じて意見書を全会一致で県に出していただきましたが、いまだにこれも未解決でございますが、これはぜひ弥富市としてもそういう類いの問題として強く市長会などにも働きかけて、全国的な問題としても、決して弥富だけの問題ではないと思いますし、愛知県だけの問題でもないと思いますので、解決をしていくような方向で御尽力をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） まず、先ほども答弁させていただきましたけれども、指定医の件につきましては、愛知県指定医が作成する診断書のことについては、県のほうにも議員御指摘のことを既に伝えております。今後も機会のあるごとに伝えてまいりたいと思っております。

また、海南病院の件につきましても、院長、事務部長様のほうにもお話をさせていただきましたので、またそのような事案があれば、再度お話もさせていただきたいと思っております。

そして、10年前の教訓といたしますか、過去の事例を御紹介いただきました。過去の教訓を生かしながら、今後の診断に役立ててまいりたいと思っておりますので、そのような事案がございましたら、市の窓口のほうに言っていただければ、私どもは積極的に支援をさせていただきますので、ぜひ申し出をいただきたいと思っております。

また、県の市長会のことにつきましては、服部市長の時代のときに、その旨のことを市長会のほうに採択をしていただきまして、県のほうに上げさせていただきました。今後もそのようなことも継続してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 高齢者福祉の立場から、市町村が障がい者あるいは重度障がい者に準じると認定した者が、所得税でも、地方税でも、県税を含めた市民税でも認められていることから考えると、当面、なかなか私はこの障害者手帳の問題はそう簡単に解決できない課題だと考えておりますので、こういうほかの法律で障がい者控除の制度や何か税金で認められる、国税でも地方税でも認められるということなら、ぜひやっぱり県下の市町村の、要するにそういう特別障がい者に該当する、あるいは普通障がいに該当するという出された認定証を持っている人たちに対して、県と市の共通の事業であります医療費無料制度だとか、あるいは自動車税の免除制度だとか、こういうものへの適用ができるか。

あるいは、今の障害者手帳の問題が解決できない場合は、現に国税と地方税では県も市も同じ対応をとっておりますので、医療費無料制度だとか県と市が共同でやっておる制度の中

に、この市町村長が認めた控除証明を持つ者が対象となるような措置をとることができないか御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 所得税法上では障がい者控除として認められておりますが、自動車税減免制度への適用につきましては、県税、市税の関係もございますので、当市のみでは判断できないものと考えております。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いずれにしても、私が申し上げたいのは、指定医の問題が解決できないというのは県の責任なんです。県の責任が解決しないことがために、多くの人たちが障害者手帳に基づく障がい者サービスが得られないとすると、県と市が共同でやっている事業については、所得税と地方税については、もう法制度上認められてやっておるわけですが、県と市町村が共同でやっておる事業については、県と市町村の合意があれば私はできると思っていますので、そういう方向での努力というのかな、当然、弥富市だけでできる問題だとは私は思っておりません。努力をしていただいて、本当に相当数の人たちが障がい者サービスから除外されている状態について、解決できることから解決していく。そして、やっぱり手帳がきちんと発給されるというのは、医師不足の問題もありますので、そう簡単に解決できない性質の問題でありますので、一定の時間がかかると思いますが、その間、やっぱり県・市が共同で進めているような事業の中に、この高齢者に対する、要するに特別障がい者控除あるいは普通障がい控除という対象の人を含めることについての検討を、これは県・市との間で検討していただくというか、弥富市としても要望していただくということではできないかということでお尋ねでございますので、改めて答弁をお願いします。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 社会保障制度を将来世代に引き継ぐためには、国において、消費税率を初めとする税制全体を通じた改革により社会保障の安定財源を確保するとともに、経済・社会の変化等に対応し、ふさわしい税制全体の姿を実現していただくよう要望してまいります。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いやいや、それはちょっと的外れね。

財政の問題でいうと、一番大きい問題は消費税やそんなもんじゃなくて、要するに私たちが、普通、一般の私たちの世代の人が現役と言われた時代、高度成長の時代の一番今との違いは、大体1人働けば平均すると5人ぐらいの人が暮らせる、そういう働く人への社会的な富の配分があった。中小企業も元気だった。今はせいぜいですね、非正規雇用が蔓延しておる中で、平均すると2.5人ぐらいしか生活できないような給料が働く人にしか配分されない。

そして、中小企業ももう本当に生きるか死ぬかという状態で、どんどん落ち込んでくる。農業やそういうのも本当に業として成り立たないような状態の中で高齢化が進んでいるから、お金が要るのは当たり前であります。最大の問題は、やっぱり大企業や大資産家には物すごい恩典がある。だから、全体に安倍総理は経済が回復しておるなんて言っているけど、その人たちがもうけたことは、国民の利益には全くならない状態の中で起こっておるわけでありますので、そんな形の議論じゃなくて、やっぱり障害者福祉法に基づく支援がきちんとできない状態が身体障害者手帳にあるなら、県と市がせめて、やっておる事業の中でその助成はできるように、ひとつ議論・検討を進めてほしいということでありますので、そこを外さずに今後御検討いただくことを要望して、次の質問に移ります。

○副議長（三浦義光君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 少し答弁をさせていただきます。

もともと医療費無料制度とか、あるいは自動車税の減免制度、これは障害者手帳が原則であるとは思いますが。

それで、いわゆる所得税の障がい者控除に関して、当時、私がかかわっていたころに、もともと障がい者控除といったら障害者手帳がないとだめだよという話がございます。ただ、介護認定を受けられておられる方について、そういったことが認められないかということで、制度がスタートしました。そのときに各市町村長が認めればオーケーという話がございます。当時、私がたまたま介護認定の海部南部広域事務組合に行った直後でありましたので、いわゆる障がいの自立度、あるいは認知の程度の表をクロスさせながら表をつくった覚えがあります。それによって、いわゆる特別障がい、あるいは普通障がいという区分をさせていただきました。

先ほどございましたように、障害者手帳というのが基準ではありますけれども、実際に所得税上の介護高齢課が出しているやつですね、それについてはそれぞれの市町村によってばらつきがあるかと思えます。市長会のほうで、こういったのが、そういった医療費の無料制度とか、あるいは自動車税の減免制度に乗ることができないかどうかということについては、安藤市長にも市長会のほうできちんと議案として協議をさせていただこうというふうに思っておりますので、各市町がありますから簡単にはいかないかと思えますけど、もっともな話でありますので、一度前向きに市長会のほうで提案をさせていただこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、単純にいかない問題だと思います。一番いいのは、きちんと身体障害者手帳が必要な人に発給されて、それに基づいて誰もが公平に受けられるということが前提であります。ただ、市の努力によって、介護認定を受けている人や、それからチ

チェックリストといって、介護認定をまだ申請していないけれども、要するに生活支援事業ですか、介護保険の事業の一部の中でやっている人たちに対して、一定の条件が認められればタクシーチケットが出るとか、そういうこともありますから、そういう人たちも含めたいいろんな対応があると思いますが、いずれにしても、基本は障害者手帳をきちんと発給できる条件を整える、あるいは県が困った人たちがちゃんと相談に行ける場所や診断ができる場所をかつてのように保証していただくとか、そういうことが私は根本だと思いますが、多分そう簡単に、事はもうかなり全国的にもひどい状態になっておりますので、解決できない。政治の問題として、私どもも国会議員団なんかにも要請して、この問題を取り上げてもらうようにしますが、ぜひ何よりも住民の皆さんに責任を持っている市町村の側からですが、ただ、今、副市長がおっしゃられたように、今できる方法論についてもやっぱり検討しないと、本当に低所得の人たちで障がい悩んでいる人たちにとっては大変な問題でありますので、そういう努力をしていただくことを要請しておきます。

次に行きます。

次に、資力があり、一定の条件のある人には自動車税等の減免もありますが、低所得で歩行困難な人は、そうした支援が、あるいは税金の控除も、税金を払うことができないような人たちには何の恩典もないんですよ。そういうことを考えると、もともと障がい者施策というのは、所得の低い人たちは無料、所得の結構高い人たちでもかなり介護保険とは違う低い負担でできる仕組みになっておりまして、今、65歳を過ぎた人の障がい者支援でいくのか介護でいくのかということは、相当まだ制度としてもいろいろ問題を抱えておるところなんです。

そういうことを考えると、やはり例えば一部のお金のある人たちについては自動車税の免除でかなりの支援ができますが、そうでない人たちについては、歩行困難な人に、移動障がいのある人たちに対しては、要するに自動車税の免除は、本人が運転する場合は6級の手帳、本人の車の場合は6級の手帳まで自動車税の免除になるんですよ。そういうことを考えると、チェックリストもそうだし、弥富の障がい者支援もそうですが、移動障がいのある人たちに対するタクシーチケットについては、もう少し配慮をして、そういう自転車に乗っても急にとまることができないような人は自転車を使わなくてもいいようなシステムにする必要があると思いますが、その辺の弥富市としての検討も進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

特に愛知県が交通事故が全国1位というんですが、ただこれは平成20年に300人を超えていたのが29年には200人になっておりますが、弥富市に限っていえば、20年から22年までの3年間に比べて27年から29年は死亡者が2倍になっていきますよね。そのことで、20年当時は県平均と同じ人口割合の死亡でしたが、今は人口割合でいうと2倍を超えるような状態に



なって、非常に深刻になっているのは、これは交通インフラがなかなか整備されていない中で、NHKの先日のラジオで放映しておりましたが、今、愛知の、相変わらず全国1位、15年連続だと言っておりますが、これを解消するために事故の原因をやっぱり分析して皆さんにお知らせするという放送をやっていたんですが、そこで言われたことは、亡くなった人の半分以上、11月までに、自転車と、それから歩行者の65歳以上の人だということですよ。

それを考えると、本当に東京や大阪は、人口は多いし、車も多いはずですが、事故死は少ないんですよ。なぜかといったら、バスや電車などの交通インフラがかなり整備されている。弥富なんかは、全域住むことができる場所ですが、本当にばらばらで、巡回バスなんかもなかなかうまくいかない、こういうところがございますので、やっぱりこの問題としても深刻な交通事故、もうとにかく県全体が300人台から200人に減っているのに、倍に弥富はなっているという状況を考えても、やっぱりそういう人です。

だから、名古屋市なんかは、市バスや地下鉄は1,000円で乗れる、所得の低い人はね。そのほかに、障がいのある人にはそのチケットを弥富の多分倍ぐらいの割合で出していますよね。そうすると、やっぱり弥富市で考えるのは、まだ、高齢やそういう人たちに対するタクシーチケットや何か交通インフラが悪いだけに、今のような24枚だとか、どうしてもいかなるときはさらに追加だとかということではなくて、もっと通院と買い物ができる程度のものにする。一つ、これは弥富市独自の御尽力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障害者手帳をお持ちの方は、等級に関係なく、市コミュニティバスを利用される場合には、手帳所持者の方と同乗の介助者、介護者の方についても割引の対象となっております。また、一般のタクシーにおきましても、障害者手帳を提示していただければ、運賃が割引となる制度がございます。

そして、65歳以上の高齢者の方については、要介護・要支援の認定を受けなくても、25項目にわたる質問事項があるチェックリストを行っていただき、事業対象者に該当する基準が7つございますが、その基準のうち1つでも該当すれば、介護予防・日常生活支援総合事業対象者としてタクシーチケットの交付対象としております。ぜひ御活用いただきたいと考えております。

さらに、要介護認定を受けている方が外出の際に利用できるタクシー券は、当初24枚でございましたが、平成30年度からは制度を拡充して、使い切った方には12枚まで追加交付しております。この制度は、他の自治体に比べても充実した制度であると考えております。

これらの制度を活用していただきまして、御活用いただければと思います。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 余り時間がありませんので先を急ぎますが、ただ、今の問題でいうと、例えば名古屋市なんかは、65歳以上の人だと思いますが、所得の低い人は1,000円で私鉄も地下鉄も乗り放題ですよ。こういうインフラ整備が大都市はほとんどできておるんです。それでも愛知の場合は交通事故が多い背景には、やっぱり交通インフラが、確かに首都圏や大阪圏に比べると、まだ、名古屋市内はと云って、全体に非常に悪いことが、そういう条件の悪い人たちが自転車に乗らざるを得ない生活をしている。

24枚といますが、月に1回通院で往復したら24枚はなしなんです。人として生きていくには、医者に行くだけではだめですね、買い物をしなかったら生きていけないわけです。そういう人たちには、ホームヘルプサービスも介護のほうではしない仕組みですからね。そうすると、少なくともこういう弥富のような条件のもとでは、当然個別のそういう支援がもっと必要でありますので、よそよりいいというのは、それは多分周辺の市町に比べるといいかもしれませんが、名古屋市に比べても、枚数も全然、土台の交通インフラも全然違いますから、ここはやっぱり弥富の交通事故死が県の平均の2倍になっておる背景にもありますので、そういう問題として今後検討していくことを強く求め、最後の質問に入ります。

全ての医師に障害年金の診断をすることが、誰でもいいことになっておるんですが、ところが問題は、この県が指定する医師というのは、その職務にそれなりの経験を持ち、しかも能力の非常に高い人だということで、県が認めて指定することになる。この人たちが、今みたいに実際よりも1級も2級も低いような診断をするような状態だと、障害年金だとか、要するに障がい者の人の生活の土台になる問題が、全体に物すごく劣化しておることが心配されます。そういうことのないように、この面からも本当に市民や国民の権利が損なわれないような手だてをとっていただくことを国と県にも強く要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議員の申されたことを精査させていただきながら、国・県に要望すべきものは、そのようにさせていただきたいと思っております。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ国や県に要請することと、弥富市が独自でできること、やらなければならないことを精査していただいて、実行に移されることを強く求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 暫時休憩をします。再開は11時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（三浦義光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

三浦副議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、今回、大きく2問質問させていただきます。

それでは、1点目の質問に入らせていただきます。

1点目の質問は、市のイベントの将来性とはと題しまして、伺ってまいります。

改元される来年度以来、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博、アジア競技大会、リニア開業など、国を挙げて大きなイベントがめじろ押しです。

現状、当市においても、年間多くの祭りを含むイベントなどが開催されています。その多くは、毎年恒例行事として行われていることが大半を占めています。平成28年度の10周年記念事業等は不定期なものの中にはあります。

そこで、今後、大きなイベントが日本中で開催されていく中、当市の祭りを含むイベントの開催はこのままでよいのかという疑問が湧いてきます。それは、近隣市町のイベントに参加させていただいた際、年々スケールアップとステップアップをされていることを強く感じるからであります。

当市のイベント全体で、市民の関心度や周知度、満足度について、どのように検証されているのかを伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

市における各種イベントにおきましては、市民の関心度、周知度、満足度についての特に具体的な検証は行っておりません。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、答弁いただいたとおり、検証は全くされていないとのことですが、それでも恒例行事として毎年少しずつ変わっていると感じております。特に、主力なイベントである春まつり、芝桜まつり、健康フェスタはその例だと思えます。しかし、市民に関心を持っていただけるように周知できたのでしょうか、疑問です。

では、なぜ検証がされていないのでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

各イベントにおきましては、広報「やとみ」や市ホームページ、新聞などの報道機関や地域コミュニティ雑誌などに掲載していただき、また近隣市町村に広報依頼を行ったりして周

知・PRを図り、市民の皆様に関心を持っていただくように情報発信を行っております。

市全体のイベントでは、規模の大小や期間など、さまざまであります。数多くのイベントがあり、それぞれにおいて、関心度、周知度、満足度の検証は行っておりませんが、各イベントにおきましては、参加者や関係者から問題点や課題などの御意見をお聞きし、改善を行っております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 一般的に、企業等であれば、当然費用対効果も含め、検証がなされます。経費を使う以上、利益につながるのかが問われます。しかし、行政においては、利益を考える必要性がないため、毎年恒例を例年どおり行っていると思います。

利益は必要ありませんが、費用対効果の検証は絶対的に必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

各イベントにおきましては、参加者数、来場者数などの実施結果を可能な限り把握をし、検証していく必要があると考えております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 各イベントが多数行われる中、主催ではないからとか協賛ではないというのではなく、市から予算計上している以上、指導・監督の責任の義務があると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

市では、市の後援、協賛や共催の名義の使用の承認に関しましては、弥富市後援等名義の使用承認に関する取扱要綱がございます。この要綱に基づき、行っております。

市が後援等の名義の使用承認をした事業では、後援におきましては、主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、奨励しております。協賛では、事業の趣旨や内容に賛同し、必要な協力を行い、共催であれば、事業の主催者の一員として企画や運営に参加するなど、後援、共催、協賛とそれぞれの役割を行っております。

市といたしましては、それぞれ後援、共催、協賛の立場において、団体などに対して必要に応じて助言や指導を行い、また責任を持って事業を行っております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、答弁いただいた理由では、何も将来展望が見えてきませんが、来年度に向け、何か具体的な対策等は考えていらっしゃいますでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

前年度実施いたしましたイベントにつきましては、それぞれの担当部局におきまして、前年と同様にイベントを継続するのではなく、問題点や課題を整理し、見直しを行っております。

また、各イベントでは、実行委員会等を毎年開催し、見直しを行いました行事内容などを、来年度の開催に向け、御協議をいただいております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御説明いただいた内容ですと、今年度と何が具体的に変わってくるかということ伺いたんですが、再度お願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

各イベントでは、それぞれ今、協議を来年度に向けて行っておりますが、春まつりにおきましても、次年度に向けましては、まだ実行委員会等を行いまして検討中ございまして、具体的にこれを変えられるという部分については、まだ検討中でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 実際に多くの問題点もあることは承知しております。一つでも変えていかないと、時代から取り残されてしまう危険性が危惧されます。

そこで、近隣市町のイベントと比較した場合、どうでしょう。近隣市町の話のイベントを担当部局は視察や参加されたことはありますでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

イベントのそれぞれの担当部局において、近隣市町村の関係イベントの視察や参加をいたしております。例えば商工観光課では、飛島観光交流協会の設立イベント、かにえ町民まつり、稲沢観光交流サミット、愛知駅伝時に開催されます愛知ふるさと市、また金魚の生産地の交流で熊本県長洲町の金魚サミットと金魚まつりなどに参加し、刈谷市での深堀隆介展、名古屋市でのアートアクアリウムの視察を行っております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、視察をされたという御答弁をいただきましたが、どのようなことが参考になり、どのように当市に反映されたのか、今後どのように反映されるのか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

近隣他市町村などのイベントに視察や参加をしまして、本市のイベントにプラスとなると

思われるものにつきまして、実際に取り入れるなど見直しを行っております。

例えば、春まつりにおいて、テントの配置場所でございますが、以前は余り考慮されておりましたが、飲食物を販売するお店をできるだけ1カ所に集め、来場者にわかりやすく、購入しやすく、また飲食をしやすくするよう変更し、あわせて配置場所につきましても、グラウンドでの販売では飲食物に砂ぼこりがかかったりする場合もあり、衛生面を考え、グラウンドから舗装場所に移動させるという見直しを行っております。

今後も、近隣他市町村などのイベントに参加や視察を行い、その中で参考となり、市のイベントに取り入れることができるものにつきましては、その都度見直しを行っていきたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 実際に参考にされて取り組まれていることではあります。近隣市町の事例ということで、視察等をされておると今答弁をいただきましたが、近隣事情では、私は特に最近ではあま市がイベント力が高いというふうに感じております。

話題のイベントでは、夏のあまつりというものがございます。ネーミングも、あま市と祭りを掛け合わせて覚えやすく、センスもよく、また冬にはイルミネーションフェスタ in あまがあり、シーズンを通し、めり張りのある企画をされております。

夏のあまつりでは、手筒花火やダンスチームによる演舞、会場全体での盆踊り、協賛企業のブースの出展やメーンの打ち上げ花火などが七宝焼アートヴィレッジで行われております。例年、人出は約1万5,000人。冬のイルミネーションフェスタ in あまは、毎年テーマを設け、美和文化の杜、ふれあいの森一帯を3万球の明かりで埋め尽くされております。例年の人出は、期間中約3万人とのことであります。

そこで、当市の問題視されたイベントを、例を挙げて、検証も含めて伺ってまいります。

健康フェスタが行われた同日、市内で金魚日本一大会とやとみ恋めぐりスイーツロゲイニングが行われておりました。健康フェスタが開催された十四山スポーツセンター会場と金魚日本一大会が開催されていた海南こどもの国の会場は、来場者も多く、盛況ではありましたが、別々感が感じられました。お互いの会場の来場者は目的が違いますが、この来場者が互いに交流させられれば、もっと盛り上がったイベントになったのではないかと感じます。1会場にできないのであれば、会場間をシャトル輸送させるだけで両会場がつながり、同時にこどもの国の大きな問題でもある飲食店の問題も解決になり、スポーツセンターでの飲食の出店の売り上げ向上にも貢献できると考えます。

あと、ことし初めて開催されたやとみ恋めぐりスイーツロゲイニングではありますが、総合社会教育センター会場も盛況でありました。しかし、ほかの2会場との連携というより、スポーツセンターかこどもの国の開催がもしできたならば、空き時間などを利用して遠方から

参加いただいた方々に当市をもっと知っていただける絶好のチャンスではなかったのかなというふうに私は考えます。

やとみ金魚アクアリウム&深堀隆介展に絡めて、市民文化展、洋邦楽舞発表会、文化芸能大会が開催されました。このイベントも、やとみ金魚アクアリウム&深堀隆介展は大盛況でございましたが、ほかの絡めたイベントはどうだったのでしょうか。動線の確保に問題があったと思います。せっかく集客力のあるイベントを行っているにもかかわらず、ロビーフロアだけでアクアリウム展が行われたため、奥等で設けられておりましたイベントにまで足が向いていなかったというのは、みすみすチャンスを逃しているのではないかと私は考えます。

当市のイベントでも、集客力があるイベントでの問題点の改善が早急に必要と考えますが、市側はどのように捉えられておりますでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市内で開催する集客力のあるイベントの一つ、健康フェスタについては、以前は総合社会教育センターで開催しておりましたが、町村合併を契機に、十四山地区でも大きなイベントの開催をということで、平成21年度から十四山スポーツセンターに会場を移して実施をしております。

問題点といたしましては、会場が市街地ではないという立地から、多くの方が車で来場されますが、会場駐車場に限りがありますので、周辺の小学校や事業所の駐車場もお借りして対応しております。また、近鉄弥富駅発のシャトルバスと弥富市総合福祉センター発佐古木駅経由のシャトルバス2台を1時間ごとに配車するとともに、十四山スポーツセンターと金魚日本一大会の会場である海南こどもの国とを結ぶシャトルバス2台をおおむね15分間隔で走らせ、会場の駐車場不足の対応に当たっております。

よって、議員から御指摘のイベント会場の連携につきましては、こうした交通手段をうまく利用すればと考えておりますので、シャトルバスの増車、運行方法、さらにはその周知も含め、今後の課題とさせていただきます。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 例えば健康フェスタを例に挙げてみます。現状の経費は幾らかかっているか、委託率はどれだけですか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

平成30年度の経費は総額約402万8,000円で、うち委託料が特別講演とテント設営・撤去等を合わせ約170万円になりますので、委託率は42.2%となります。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 全面委託した際の経費はどれぐらいで、今年度比に対してどれぐら

いと予測されますか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 全面委託した際の経費と今年度対比ということですが、健康フェスタは関係団体が自主的にコーナーを企画・運営しておりますので、各種コーナー以外の例えば健康表彰式典や特別講演を初め、テント設営・撤去を含めた会場全体のセッティングを委託した場合、約30万円が増額となりますので、経費の総額が約432万8,000円となります。ですから、今年度対比は107.4%となります。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 健康フェスタの場合は、性質上、100%委託は難しいですが、特に企画などの周知、集客力など、積極的に委託し、今年度対比で答弁のような経費アップもします。しかし、集客力、周知度が上がれば、市民の満足度が上がり、賛否はありますが、職員等の負担も減ると考えられます。そうすれば、決して高くはないと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 委託できる作業がふえれば、準備、片づけに係る職員や関係者の負担も軽くなりますが、どこからその費用を持ってくるか熟慮しなければならないと考えております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 庁内での企画は限界が来ていると考えます。昨日、佐藤議員の質問の中で述べられていましたが、専任部署及び専門職員が私も必要だと考えます。専門職員が配置できないのであれば、現状、外部委託は、30から40%は委託されているわけですので、もうこの際、主な主力のイベントは全面委託にシフトをされたほうがいいのではないのでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

健康フェスタについては、医師会、歯科医師会や社会福祉協議会、福寿会などの関係団体がコーナーごとに企画・運営しておりますので、イベントの全面委託は難しいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、健康フェスタだけの答弁をいただいておりますが、私が申し上げているのは全体のイベントも含めてのごことでございます。当然経費はかさみますが、市民が納得いただけるイベントになれば、承認いただけると考えます。

ほかのイベント等も、特に集客力というのは観光産業の一つになってくるかと思っておりますの



で、その辺も含めて、最後に市長のお考えを伺います。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

市が主体となって開催する各種イベントにつきましては、まず第一に市民に関心を持って楽しんでもらい、そして満足していただかなければならないわけでございます。例えば健康フェスタに市民が来場、参加することによって、健康意識が高まり、本人や家族の健康増進につながれば、費用対効果も高いものになるのではないかと考えております。

議員が提案するイベントの全面委託、言いかえれば民間企業のアイデアを取り入れることも時代の流れとなってまいりましたが、市の財政も限られておりますので、ほかの事業に大きな影響が出ないよう、現在の方法と比較検討をしていかなければなりません。

ただ、これまでですが、春まつりであり、芝桜まつりであり、また健康フェスタということで、私も違う立場で参加をさせていただいておりました。それぞれに大変なにぎわいがあると私なりには感じておるところでございます。また、このような会場の設営につきましては、私はできる限り市の職員さんとともにやっていきたいと思っておるところでございます。しっかりと汗をかいて、そしてまた市民の御意見をいただきながら、いいイベントへと変えていきたいと思っておるところでございます。オール弥富で当たってまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今後も、予算の配分を含め、関係者の意見や先進事例の取り組みを参考にして各種イベントの企画・運営を考えてまいりますので、御理解をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） オール弥富で取り組むということでございましたが、予算が限られているということは重々承知しております。ですから、私が事例を挙げましたあま市のように、企業協賛等も含めまして、市の予算だけを出すのではなく、弥富市にもいっぱい企業がございますので、そういったところに働きかけをしていただきまして、予算等にも協力いただくということも含めまして、これを機会にそのような体制をつくっていただき、市の経費が生きていくような形のイベントをとっていただきたいと思っております。

市民への周知が広まり、皆さんから愛され、参加いただけるイベントが今後一つでも多くふえていくことを願い、前向きに取り組んでいただくことを切に要望いたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、市長の目指される弥富市の未来像と題しまして、伺ってまいります。

以下3点、市長の所信表明の一文より抜粋させていただきます。質問をさせていただきます。

ます。

1つ目は、人口減少、少子・高齢化の進行を踏まえたまちづくりの促進から関連いたしまして伺います。

以前より問題視され、先ほども三宮議員のほうから少し触れられておりましたが、これまでも何人もの議員が一般質問で取り上げてまいりましたコミュニティバス問題です。

本来であれば、10月に総務建設経済委員会で岡山まで、部課長に同行いただき、視察に行く予定でしたが、本当に残念なことに中止となってしまいました。以前、平野議員の一般質問にてコミュニティバスの見直しの答弁をいただき、非常に期待しておったわけですが、今回の視察結果も踏まえ、前に進むはずでしたが、この見直しは現状継続されているのでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

昨年6月26日に開催された第1回地域公共交通活性化協議会におきまして、地域公共交通網形成計画見直し検討の進め方について協議をし、現在、見直しスケジュールなどの協議を行っており、継続をしております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状、いつをめどに、どこまで見直しが予定されているか伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 来年度におきましては、現在バスを利用されている方の利用実態調査、モニタリング調査、利用されていない方にも、住民アンケートやシンポジウム、ワークショップ形式など、住民意向把握調査を予定しております。コミュニティバスの利用者は年々増加しておりますので、現在利用されていらっしゃる方と今後利用したい方などの御意見を伺いながら、再編案などの検討をしていくこととなります。

再来年度でございますが、その分析結果により、説明会形式で地域公共交通網形成計画の見直し内容、運行方法の再編案などの報告を予定しております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 特に高齢化が進んでいる地区では死活問題となっております。自動車運転免許証の自主返納ができない事実や、他市町村で、返納したが、生活できないからといって、高齢者の無免許運転での検挙者が出ているということも現実でございます。

この問題について、市長、今、現状の市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

国の交通安全白書によりますと、我が国では急速な高齢化が進み、平成28年10月1日現在、

65歳以上の人口は3,459万人となり、総人口に占める割合は27.3%と約4人に1人となっており、2036年には33.3%と3人に1人となり、その後、高齢者人口が減少に転じた後も上昇を続けるとされております。

弥富市の運転免許保有者数は、平成29年末で3万261人でございます。そのうち75歳以上の高齢運転免許保有者数は2,248人であり、平成28年末に比べ150人増加し、今後も増加すると推計されております。

愛知県の2018年の交通事故死者数は186人ございまして、残念ながら16年連続のワースト1位となったわけでございます。当蟹江署管内におきましては、6人の交通事故死者数があり、そのうち5人が高齢者ということで、大変残念な事故があったわけでございます。

そうした中、市としましては、75歳以上の高齢者に対し、コミュニティバスの無料パスカードを提供させていただき、移動手段として御利用いただけるよう努めております。さらに、来年度より、運転免許を自主返納された方への助成について、介護高齢課の事業として、高齢者がかかわる交通事故が増加している中で、運転免許を自主返納しやすい環境づくりを進め、かつ返納後の代替交通への移行を促進することを目的とし、運転免許自主返納者に対し、移動手段の助けとして、高齢者等福祉タクシーの利用助成券を交付する方向で調整を進めております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 市長、ありがとうございます。

ばっさりと完全に見直すというふうに言っていただきたかったんですが、ちょっと残念な結果でございますが、前向きに進めていただきたいと思います。

2つ目は、若い世代を呼び込む次世代産業を初めとした企業誘致、雇用の創出から関連して伺います。

港湾地区におけるさらなる物流関連企業等の立地誘導や既存企業の育成に努めるとありますが、市街化調整区域内は、主要幹線道路に面していなければ、先進航空宇宙産業以外、工場を建てるのがなかなか難しくなっております。この地で起業され、地元を愛し、地元雇用に努力された会社が規模を拡大し、雇用をふやそうとされている地元の中小企業の方々が、なぜ規模を拡大できないのか。当市に半世紀以上住み続け、会社を継続されてみえるにもかかわらず、できない現状がございます。このままでは既存企業が市外に流出してしまう危険性が危惧されます。

既存企業の育成の観点から対策を考えてみえますか。例えば特区設定などを設けるなど、具体的に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

若い世代を呼び込む次世代産業を初めとしてというような質問でございますが、企業誘致、雇用の創出につきましては、税収の確保、就業の場の確保のため、港湾地域における名古屋港に関する物流産業関連企業や今後の成長が期待される航空宇宙産業関連企業などの企業誘致を進め、既存企業には、末永くこの地に根づいて事業を継続できるよう、既存企業の育成、支援を行ってまいりたいと考えております。また、地域の発展に貢献していただいている中小企業者の方々につきましても、商工会等と連携して、末永く事業を継続できるよう、事業者の育成、支援等を行ってまいりたいと考えております。

既存の事業者の方で市街化調整区域に事業所が所在する方においては、用地の拡大や工場の増築をする際に、農地法や都市計画法などの法律の制約がありますので、担当課へ御相談いただければ幸いです。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

最後に、市の玄関口として駅前周辺の活性化、にぎわい創出から関連して伺います。

9月定例会にて一般質問させていただきました「活気ある商店街から活力を」は、まさに同じ視点であると思います。

にぎわい創出は、個人商店が活性化すると、その個の集合体である商店が必然に活性化し、促進されます。前回の質問でも述べさせていただきましたが、チャレンジしなければ衰退の一途をたどるだけであると考えます。幾つか事例を挙げて説明させていただきましたが、現状維持で、前向きな答弁はいただけませんでした。

にぎわい創出には個人商店の活性化は不可欠と考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

にぎわい創出には、駅周辺の中心市街地の活性化が必要と考えております。

駅前周辺の活性化、にぎわい創出のためには、駅周辺の地権者や民間事業者などとも今後話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また、個人商店を営まれる方々への本市の支援といたしましては、経営安定や経営強化のため、事業資金を円滑に融資できるよう、小規模企業等振興資金の預託を行い、融資の際の信用保証料を補助しております。

経営相談、経営指導や事業承継、起業などの支援の窓口である商工会とともに、個人商店の方々の支援を継続して行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

2 問目の質問は、今までの確認として、主に市長の今のお考えをお聞きいたしました。

結びに、今回の一般質問させていただきまことは、近々大きな課題となると考えております。近い将来、急激に時代の流れが変わっていくことも予想できます。その流れに乗りおくれのないようにするためにも、これからも安藤新市長の手腕に大きく期待をいたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 次に、加藤克之議員、お願いします。

○3 番（加藤克之君） 3 番 加藤克之。

通告に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願いします。

平成31年を迎え、平成の御代もかわるという年の、みほぎのよごとを皆さんに申し上げながら、よき年、輝きいい年、穏やかな年と、本当にお正月の初日の出とともに、よいお正月、そして家族ともども、そしてまたいよいよ仕事に、また趣味に、娯楽にと励む一年を皆様方誓っていただいて、祈っていただいたという月日を迎えるきょうの日でもございます。

改めて市民とともに歩いていく上で大事なまた市民の思いを本日も質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げながら、簡単ではございますけど、まず挨拶を申し上げ、始めさせていただきます。

キーワードとして、今回は、海南こどもの国、そしてまた蟹江署の跡地、そしてまた伊勢湾台風の60周年記念事業、そして最後に弥富市の消防団の育成に活動の輪をについて質問させていただきます。

この弥富市におかれましても、市内を取り巻く環境、また地域の地理上の状況も十分に考えながら、自然の災害対策、また天災、風水害、備えの強化を進めていかなければなりません。そういう意味で、生命と安心・安全というお言葉、そしてまた財政をキーワードに確保をしていかなければなりません。

そこで、弥富市におかれましては、大きな県の施設があるわけですが、その中に、公益財団法人愛知公園協会海南こどもの国であります。

昭和60年、1985年10月6日に開園をなされました。平成の御代も30年を迎えて、そして昭和も含めながら、海南のこどもの国というのは非常に、34年目を迎えるわけでございます。

弥富市は、防災都市弥富市というわけになっているわけでございます。

多くの方、海南こどもの国は老いも若きも、そしてまた憩いの場であり、そしてまた生命の健康の場所でもあります。そしてまた、多くの人々の行き交うところとイベントも多種多様あるわけでございます。

そういう意味で、非常に大事な部分の避難所も考えなければなりません。この施設内及び、また周辺に伴う避難所建設または取り組み、考え、本当にいま一度、地域のため、市民のため、来場者のためにも考えなければならないという状況かなあとと思います。どうか一つ、そ

のような取り組みの考え方を御質問させていただきますが、お答えはどうでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

愛知県所有の施設でございますので、愛知県に確認しましたが、現在のところ避難場所として想定していないため、施設内の整備については行うことはございませんとの回答でした。

海南こどもの国周辺には、避難が可能な徒歩での想定距離とされる約1キロの範囲に、十四山中学校、海翔高等学校、特別養護老人ホーム長寿の里・十四山の3つの施設が点在しており、その収容人数も4,766名とあり、収容力は十分確保された地域であります。

市としましては、新たな避難場所建設への取り組みはございませんが、平成28年7月、知事に、海拔ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点について、海南こどもの国に整備をしていただきますよう要望書を手渡しております。

この広域的な防災活動拠点とは、平成26年5月発表の愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査により、ゼロメートル地帯においては迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための活動拠点を必要とし、広域的な防災活動拠点の整備を、木曾三川下流域2カ所、西三河南部地域1カ所、東三河南部地域1カ所の合計4カ所を整備するものでございます。

現在、木曾三川下流域の愛西市で旧永和荘跡地の整備に取りかかっておりまして、今後、西三河、東三河と順に整備を進めていく予定と聞いております。

木曾三川下流域の2カ所目の候補には上げられておりますが、決定はまだ先でございますので、今後もこの検討会などで引き続き要望をしてまいります。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 引き続きこの検討会のほうでお話を進めなければならない話だと思います。なぜか、もうこれは皆さん御存じのとおり、避難所は本当に大切な部分で、それが一つの安心・安全のキーワードでもあるかと思っておりますので、どうかそのような旨を市長ともどもしっかりと検討に進めていただきたいなあと思います。

また、市には指定の避難所、また1次開設避難所も6カ所あり、また2次開設避難所も25カ所あり、3次開設避難所も5カ所。全てにおかれましてその避難所に当たりまして、備蓄品、また収容人数分の確保、用意は確実にしてあるでしょうか、御質問いたします。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 各避難所の備蓄でございますが、市の避難所は、食料、毛布、布団、飲料水袋、紙おむつなどの日用品のほかに、ボート、救命胴衣、簡易仮設トイレ、便袋、テント、発電機、投光器など、必要な資機材を市内各所に分散して備蓄しております。

備蓄品の数量の状況につきましては、避難所カルテとしまして、備蓄品の数量、場所、施設の図面や各種データとともに書面化をし、各避難所に備えつけの上、適宜更新をしております。また、このデータは、有事の際の避難所運営に備え、市内の自主防災会の皆様にも提供をしております。

なお、食料等の日常品につきましては、帰宅困難者や各御家庭の備蓄品を避難所に持参する手だてを失った方を想定しております。過剰な備蓄はございません。したがって、市民の皆様には、まずは自助で最低3日分程度の日常品の備蓄をしていただき、自身が特に必要とするものなどは必ず備蓄をしていただきますようお願いしたいと考えております。

広報や市のホームページを初めとしたPRに努めるとともに、出前講座などさまざまな機会を通じて積極的に自助による備蓄を呼びかけてまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 避難所に当たりまして、しっかりと備蓄は、たくさんというわけじゃないですけど、その避難を急遽された方ということで対応していくというわけでございます。

そしてもう一つは、やはり自分で、もういつも言うとおりに、3日間を自分のところで確保して動いていただくというわけでございます。

そして、やはりもう一つ、その中でも一番重要に、最後の言葉がありましたけど、特に自分たちおのおのが千差万別、いろいろな日常生活があるわけでございます。そういう意味で、その日常生活の中で自分の必要なもの、常に常備しなければならないものを再度確認していただくということだと思います。

それでまた、避難カルテというわけでございますが、その中でも、ひとえにこれから避難をするでも、もう携帯で持てるようなハンドブックのような形で、また高齢者向けや女性向け、また子育て向けというような、そういうようなものもちょっと日常に持てるような形にしていけるといいかなあと思う次第でございます。

それからまた、避難所カルテといいながら、自分自身、またお互いが日常で確認をすること、一つの平素の会話でできる話だと思いますので、そういうようなものをしっかりと取り組んでいただいて、またホームページもということで市のほうからお話がありましたので、ホームページも見ていただきながらとか、また確認をしていただきながらとか、また自分でチェックをする、対応もやはりお願いをしたいというような旨だったなあというふうに感じたお答えだったと思う次第でございますので、極力これからもいろいろな自主防災会、いろいろなお願いの場所、また一つのいろいろなボランティアの会の話の話題、そういう中で皆さん方がそういう話題が少しでも膨らめばいいかなあと思う次第でございます。

また、自主防災会の使う中でも、やはりいろいろなおさなかであるわけでございますけど、

特にまたトランシーバーとかそういうものの機械の機能も使われるといいかなあと。例えば平素から、それをしまっておくんじゃなくてももう日常から使えるトランシーバーはできるわけでございますので、例えばお祭りのときに、お神楽巡行のときに前と後ろも使ったりとか、日常的にまたそういう使えるものを全て、皆さん方を取り巻く環境の中で防災というものは感じてくる、また築いてくるということもあるかと思っておりますので、そういうような形でまたお話があって、また地域から要望があったら、課長、どうぞ御支援をしていただきたいなあと思う次第でございます。

引き続き、もう一つ避難所に当たっては蟹江警察署でございます。

今は弥富市前ヶ平にあるわけでございますけど、蟹江警察署についても、今後、竣工をなされて、新しくされるわけでございます。今、弥富市にこうやって使用されているわけでございますけど、改めてこの使用、またその後どのように弥富市として考え、また趣、そしてまた警察署と少しお話もされたと思いますが、どのような、今の現状で構いませんので、お答えをいただきたいなあと思っております。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 蟹江警察署の移転に伴い、仮庁舎の跡地利用につきまして、県警本部に確認しましたところ、全くの白紙で何も決まっていないが、特に県警本部として市民に利用できるような施設にすることは考えておりませんとの回答でした。

愛知県管理の施設でありますので、市においても現在のところ、特に利用する考えはございません。御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 一応、今の状況はまだわからないというわけでございます。どうか目の先の期間も出てくる状況は当然わかってきますので、しっかりと市長を初め、市の課長初め、しっかりとどのように今後していくのか、そしてまた今後どのように前向きに考えていくのかしっかりと、安藤市長は県議も行っておられましたので、そういう協議をまた取り計らい、思いをまた市民のために、地域のために、提案として、本当に避難所とか、また利用施設が使えれば非常にありがたい、人がにぎわう、人が動くということもできるんじゃないかなあと、まちのにぎわいでもあるかなあとと思っておりますので、どうか一つ、検討と考えると趣に沿って動いていただければなあと思う次第でございます。

それでは、続いて行きます。

ことし、伊勢湾台風から60年の節目を迎えるわけでございますけど、もう言うまでもなく、昭和34年9月26日、358名の方、旧十四山、旧弥富町、それぞれ皆様方も本当に大切なとうとい生命、財産、命、思い出が絶えたわけでございます。先人の御苦勞がありまして、本当にまちの安心・安全を培っている状況でございます。



その中でも、やはり語り継いでいかないといけないと思う次第でございます。語り継いでいく上では、今後、やはり市長の所信表明の中でありました市民参加型、顧みる事業、何か検討または動き、そういう思いをお答えいただきたいと思っております。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

伊勢湾台風の発生から本年で60年を迎えるのに合わせ、本市在住の劇作家で弥富市広報大使のやとみまたはち氏による伊勢湾台風を題材としたミュージカルの上演を計画しております。昨今、国内では東日本大震災の津波や西日本豪雨など大規模な水害が相次いでいる中、演劇という形で自助の大切さを改めて伝え、防災意識を高めていただこうと考えております。なお、当時の悲惨な災害を後世に伝えるためにも、このミュージカルには市内の子供たちにも出演してもらえよう調整を図ってまいります。

また、生涯学習課において、市民向けの講座として、最も大きな被害を受けた鍋田干拓の慰霊碑や伊勢湾台風殉難之塔など、市内に残る伊勢湾台風関連の施設等をめぐる見学会と被災者の体験談を聞く会を8月から9月に開催する予定でございます。

さらに、歴史民俗資料館では、企画展といたしまして、当時の被災の状況や復興の様子を伝える写真パネルなどを展示する伊勢湾台風60年展を8月から9月の2カ月間開催する予定でございます。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 広報大使のやとみまたはちさんのミュージカルというわけでございます。非常に本当に市民の方、子供さんも参加してミュージカルをしていただけたというわけでございます。やはり子供さんが参加して、また地元の方が参加するという事は、非常に喜ばしいことだと思いますし、子供にとって本当にこれが20年、30年後もずっと思い出は残っていくわけでございますので、いい取り組みだと思います。

また、やとみまたはちさんにおかれましても、昨年12月21日に、駅前でも金魚の、弥富北中学校を中心の皆さん方、弥生小、白鳥小と金魚の点灯式もありまして、市長も参加されまして、非常にやとみまたはちさんも地域に、また子供たちにと、またそれには教育長の御理解があつて、校長先生、また担任の先生たちの御指導を仰いで、駅前が明るくなっている状況でございます。

その中で、またもう一つ、企画展も行っていただけたというわけでございます。どうかその企画展も、若いも若きもたくさんの方が出入りをなされて、いい市民参加の企画展であるなあと、そういうようなことと、そして語りべをやってもらう方にもたくさんの方があるといいかなあとと思います。どうぞ今後ともよきに計らい、取り組んでいただきたいなあとと思います。

最後の質問をさせていただきます。

弥富市の消防団におかれましては、平素から地域の活動の輪を保っていただいております。その中でも、総務省消防庁、平成26年2月27日、消防団の整備の基準等が一部改正になりました。

消防団の整備におかれましては、基準関係書類だけ少し読ませていただきます。東日本大震災において多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、救助用半長靴、また救命胴衣等の消防団員の安全確保のための整備を充実することとしたと改正されました。

その旨を前向きに考えていただいて、新弥富市としても、消防団員の皆様全ての方々、救命胴衣を中心とする装備充実の取り計らいを取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 最初に、救命胴衣の消防団への配備数でございますが、現在200着を保有しております。配備に関しましては、市内各地に適切に分散配備をしており、水防活動等の有事の際は、これらの配備品を消防団員等が使用することとしております。

消防団は、地域に密着した存在として、地域の実情を熟知し、動員力を有しております頼もしい組織であり、有事の初動時において、自治会、自主防災会の皆様とともに地域の住民に安全・安心を与える存在でございます。一方、それと同時に、活動する消防団員にとっても、みずからを守らなければなりません。市としましても、団員一人一人がみずから命が守れるよう訓練や研修を重ね、消防団員の装備を充実させていかなければならないと認識しております。

市は、各分団に災害救助用工具キットの配備を行い、現在は順に各分団にボートを配備しております。今後も装備品などの充実に努めてまいりたいと考えております。

また、海部地区水防事務組合にも水防活動に必要な装備品などをより充実させていただきますよう要望してまいります。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） かねてから救命胴衣というわけでございますので、しっかりと200着ほどを確保して行っていただく。やはりこれから、今まででも消防団員さんがたくさん団員に入ってくださいというお願い事を、団長を通じながら、地域に取り巻く環境の中で若い方をお願いをし、またお仕事も、差はある中で参加をして、社会貢献をいただいている皆様方でございます。課長が言われたとおりに、みずからの命も守ってやはり救助していただかないといけないというわけでございます。どうかその一つのきっかけとして、やはりきちっと整備してあって、安心して、また家族の皆さん方が送り出しても、そういう体制がきちっと整っていれば、家族の方も安心されるかなあということだと思います。そういう意味で、

一つの安心・安全というのが、そのきめ細かいところに気遣いをされると、市としても、また消防団員としても、そして新たに加入をされる方も安心感が与えられるかなあとと思いますので、どうぞ十二分な取り組み、取り計らい、そしてまた組合のほうにも果敢なる声を上げていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

本日の御質問、これにてお納めさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時06分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会副議長 三 浦 義 光

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 永 井 利 明

